

## インフルエンザの感染報告および登校許可証の作成・提出について

### 1 学級閉鎖中のインフルエンザの感染報告

学級閉鎖中に新たにインフルエンザに感染した場合は、「楽メアプリ」や電話などにより学校へ連絡をお願いします。

### 2 インフルエンザに感染し回復をした場合の登校許可証の作成・提出

インフルエンザに感染し回復をした場合は、登校許可証の提出をもって出席停止を解除します。登校して直ぐに職員室へ行き、次のア、イに記載している様式①もしくは様式②を担任へ提出してください。

ア 出席停止期間が明けて登校をする場合は、様式①の登校許可証を保護者の方に作成していただき下さい。医療機関に作成していただく必要はありませんが、医療機関で発行された薬の説明書や明細書等の写しを必ず添付してください。

イ 出席停止の基準に定められた期間より早く登校する場合は、医療機関が作成した登校許可証②が提出されない限り、帰宅の指示をします。

登校許可証の様式①および②は、下のリンク先にあります。また、学校のホームページのトップより、「在校生」→「保健室より」→該当する「登校許可証」の様式をクリックすることによりダウンロードできます。ダウンロードができない場合は、担任まで連絡してください。

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~seiryo-hs/hoken/hokentop.html>